

認定基準16項目 チェックシート その1



マンション管理計画認定
~ここからはじめよう~

1. 管理組合の運営

	認定基準
<input type="checkbox"/>	① 管理者等が定められていること。
<input type="checkbox"/>	② 監事が選任されていること。
<input type="checkbox"/>	③ 集会在年1回以上開催されていること

2. 管理規約

	認定基準
<input type="checkbox"/>	④ 管理規約が作成されていること
<input type="checkbox"/>	⑤ マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要などの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること。
	<input type="checkbox"/> 管理規約に、マンション標準管理規約（単棟型）第23条の規定が記載されている
	<input type="checkbox"/> 管理規約に、マンション標準管理規約（単棟型）第32条第6項の規定が記載されている
<input type="checkbox"/>	⑥ マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（または電磁的方法による提供）について定められていること。
	<input type="checkbox"/> 管理規約に、マンション標準管理規約（単棟型）第32条第6項の規定が記載されている

3. 管理組合の経理

	認定基準
<input type="checkbox"/>	⑦ 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること。
<input type="checkbox"/>	⑧ 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと。
<input type="checkbox"/>	⑨ 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3箇月以上の滞納額が全体の1割以内であること。

マンション標準管理規約（単棟型） 抜粋

認定基準⑤関係

（必要箇所への立入り）

第23条 前2条により管理を行う者は、管理を行うために必要な範囲内において、他の者が管理する専有部分又は専用使用部分への立入りを請求することができる。

2 前項により立入りを請求された者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。

3 前項の場合において、正当な理由なく立入りを拒否した者は、その結果生じた損害を賠償しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、理事長は、災害、事故等が発生した場合であって、緊急に立ち入らないと共用部分等又は他の専有部分に対して物理的に又は機能上重大な影響を与えるおそれがあるときは、専有部分又は専用使用部分に自ら立ち入り、又は委任した者に立ち入らせることができる。

5 立入りをした者は、速やかに立入りをした箇所を原状に復さなければならない。

（業務）

第32条 管理組合は、建物並びにその敷地及び附属施設の管理のため、次の各号に掲げる業務を行う。

一～五 略

六 修繕等の履歴情報の整理及び管理等

七～十五 略

認定基準⑥関係

（帳票類等の作成、保管）

第64条

第3項 理事長は、第49条第5項（第53条第4項において準用される場合を含む。）、本条第1項及び第2項並びに第72条第2項及び第4項の規定により閲覧の対象とされる管理組合の財務・管理に関する情報については、組合員又は利害関係人の理由を付した書面（又は電磁的方法）による請求に基づき、当該請求をした者が求める情報を記入した書面を交付（し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供）することができる。この場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。

※（）内は、電磁的方法が利用可能な場合に付加されている